

平成二十七年八月六日提出  
質問第三七〇号

自衛隊の活動に伴うリスクに関する質問主意書

提出者  
寺田学

## 自衛隊の活動に伴うリスクに関する質問主意書

今般政府より提出されているいわゆる平和安全法制によって自衛隊の活動の幅が広がると考えられるところ、本年六月十五日の我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において、中谷防衛大臣は、「この法律によりまして新たな任務に伴う新たなリスクが生じる可能性があります」、「派遣が可能だと判断される場合には、さらに任務の実施に伴うリスクを極小化する努力を行う」との答弁をしている。

そこで、以下質問する。

- 一 いわゆる平和安全法制によって自衛隊が行うことが可能となる新たな活動・任務について
  - 1 新たな活動・任務とは何を指すのか。
  - 2 新たな活動・任務に伴って生じる可能性のある新たなリスクとは具体的に何を指すのか。
- 二 新たな任務の実施に伴って生じる可能性のある新たなリスクの極小化のための措置について
  - 1 新たにとられる運用面での安全確保措置とは何か。
  - 2 新たにどのような訓練を行うのか。

右質問する。